

|   |
|---|
| <b>(関連分野)</b><br>介護・子育て・医療  |
| <b>(事業の名称)</b><br>なじみの場所での預かり事業   |
| <b>(関係省庁名)</b><br>厚生労働省   |
| <b>事業の概要</b><br>親子が日常的に通っている地域子育て支援拠点事業などのなじみの場において、なじみのスタッフに子どもを預けることができるよう、応援スタッフを雇用し、必要な場合に子どもを預かるもの。  |
| <b>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など)</b><br>特になし  |
| <b>(期待される効果)</b><br>定性的効果：<br>・ 一時預かり事業の量の拡充が十分でない中、身近ななじみの場所で、なじみのスタッフに子どもを預けることができる場を設けることにより、子育ての負担軽減等を図る。   |
| <b>(先行事例)</b><br>多数あり   |
| <b>(期間後の取扱い)</b>  |
| <b>(関係省庁担当者連絡先)</b><br>厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 課長補佐 河村のり子 / 係長 小豆澤卓<br>電話番号：03-3595-2493 / ファックス：03-3595-2313<br>E-mail：kawamura-noriko@mhlw.go.jp / azukizawa-taku@mhlw.go.jp |